

注 意 事 項

- 1 試験開始時刻 10時00分
2 試験科目別終了時刻

試 験 科 目	科 目 数	終 了 時 刻
「法規」のみ	1 科 目	1 1 時 2 0 分
「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」のみ	1 科 目	1 1 時 4 0 分
「法規」及び「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」	2 科 目	1 3 時 0 0 分

- 3 試験種別と試験科目別の問題(解答)数及び試験問題ページ

試 験 種 別	試 験 科 目	問 題 (解 答) 数					試験問題 ページ
		第1問	第2問	第3問	第4問	第5問	
伝送交換主任技術者	法 規	6	7	7	7	6	1~12
	伝送交換設備及び設備管理	8	8	8	8	8	13~27
線路主任技術者	法 規	6	7	7	7	6	1~12
	線路設備及び設備管理	8	8	8	8	8	28~38

- 4 受験番号等の記入とマークの仕方

- (1) マークシート(解答用紙)にあなたの受験番号、生年月日及び氏名をそれぞれ該当枠に記入してください。
(2) 受験番号及び生年月日に該当する箇所を、それぞれマークしてください。
(3) 生年月日の欄は、年号をマークし、生年月日に1けたの数字がある場合、十の位のけたの「0」もマークしてください。

【記入例】 受験番号 01AB941234

生年月日 昭和50年3月1日

受 験 番 号									
0	1	A	B	9	4	1	2	3	4
●	○	●	○	○	○	○	○	○	○
1	●	○	○	○	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	○	○	○	○	○	○	○	○	○

生 年 月 日									
年 号	5	0	0	3	0	1			
平 成	○	○	○	○	○	○			
昭 和	○	○	○	○	○	○			
大 正	○	○	○	○	○	○			
	○	○	○	○	○	○			
	○	○	○	○	○	○			
	○	○	○	○	○	○			
	○	○	○	○	○	○			
	○	○	○	○	○	○			
	○	○	○	○	○	○			

- 5 答案作成上の注意

- (1) マークシート(解答用紙)は1枚で、2科目の解答ができます。
「法規」は赤色(左欄)、「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」(「設備及び設備管理」と略記)は緑色(右欄)です。
(2) 解答は試験科目の解答欄の正解として選んだ番号マーク枠を、黒の鉛筆(HB又はB)で濃く塗りつぶしてください。
ボールペン、万年筆などでマークした場合は、採点されませんので、使用しないでください。
一つの問いに対する解答は一つだけです。二つ以上マークした場合、その問いについては採点されません。
マークを訂正する場合は、プラスチック消しゴムで完全に消してください。
(3) 免除の科目がある場合は、その科目欄は記入しないでください。
(4) 受験種別欄は、あなたが受験申請した試験種別を○で囲んでください。(試験種別は次のように略記されています。)
伝送交換主任技術者は、『伝 送 交 換』
線路主任技術者は、『線 路』

- 6 合格点及び問題に対する配点

- (1) 各科目の満点は100点で、合格点は60点以上です。
(2) 各問題の配点は、設問文の末尾に記載してあります。

- 7 登録商標などに関する事項

- (1) 試験問題に記載されている会社名又は製品名などは、それぞれ、各社の商標または登録商標です。
(2) 試験問題では、® 及び ™ を明記していません。
(3) 試験問題の文中及び図中などで使用しているデータは、すべて架空のものです。

マークシート(解答用紙)は、絶対に折り曲げたり、汚したりしないでください。

次ページ以降は試験問題です。試験開始の合図があるまで、開かないでください。

受 験 番 号									
(控 え)									

(今後の問い合わせなどに必要になります。)

試 験 種 別	試 験 科 目
伝 送 交 換 主 任 技 術 者 線 路 主 任 技 術 者	法 規

問 1 次の問いに答えよ。

(小計 20 点)

- (1) 次の文章は、電気通信事業法に規定する事項について述べたものである。同法の規定に照らして、 内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4 点)

同法に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (ア) である。

<(ア)の解答群>

基礎的電気通信役務とは、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。また、電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。ただし、その職を退いた後においては、この限りでない。

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

- (2) 次の A ～ C の文章は、電気通信事業法に規定する用語について述べたものである。同法の規定に照らして、 内の(イ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(4 点)

A 電気通信回線設備とは、送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。

B 端末設備とは、電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内であるものをいう。

C 電気通信番号とは、電気通信事業者が電気通信役務の提供に当たり送信の場所と受信の場所との間を接続するために電気通信設備を識別し、又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために用いる番号、記号その他の符号をいう。

同法に規定する内容に照らして、上記の A ～ C の文章は、 (イ) 。

<(イ)の解答群>

A のみ正しい

B のみ正しい

C のみ正しい

A、B が正しい

A、C が正しい

B、C が正しい

A、B、C いずれも正しい

A、B、C いずれも正しくない

- (3) 次の文章は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則に規定する、電気通信事業者が電気通信設備の故障等の重大な事故が生じたときに遅滞なく総務大臣に報告すべき事項について述べたものである。同法及び同規則の規定に照らして、 内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

電気通信事業者は、電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他総務省令で定める重大な事故が生じたときは、その旨をその (ウ) とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

この総務省令で定める重大な事故の一つに、電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用するすべての通信のそ通が (エ) 以上不能となる事故がある。

<(ウ)、(エ)の解答群>

理由又は原因	想定される原因	原因及び処置	理由及び対策
1 時間	2 時間	3 時間	4 時間

- (4) 次のA～Cの文章は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則に規定する事項について述べたものである。同法及び同規則の規定に照らして、 内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- B 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件(電気通信事業法の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。)について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施の日の10日前までに、総務大臣の認定を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- C 総務大臣は、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

同法及び同規則に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は、 (オ)。

<(オ)の解答群>

Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい	A、B、Cいずれも正しくない	

- (5) 次の文章は、電気通信事業法施行規則に規定する契約約款等の公表について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

契約約款及び料金の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所(商業登記簿に登録した本店又は支店に限る。)において掲示するとともに、 (カ) を利用することにより、これを行わなければならない。

<(カ)の解答群>

官 報

郵 便

ダイレクトメール

インターネット

問2 次の問いに答えよ。

(小計20点)

- (1) 次の文章は、電気通信主任技術者規則(これに基づく告示を含む。)に規定する、選任すべき電気通信主任技術者を他の事業場の電気通信主任技術者に兼ねさせることができる場合について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同規則に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (ア) である。

<(ア)の解答群>

当該事業場を直接統括する事業場において選任される電気通信主任技術者又は当該事業場の電気通信主任技術者を兼ねることとなる者(以下「兼務主任技術者等」という。)が常に勤務する事業場から速やかに到達できること。

当該事業場において直接に管理される電気通信設備に障害が生じた場合には、予備設備への切り替え等の災害防止のための保守管理が通常に行われること。

当該事業場に係る電気通信設備の工事、維持及び運用上必要な事項が兼務主任技術者等に容易に連絡できるよう措置されていること。

当該事業場の電気通信設備の巡視、点検及び検査の結果が兼務主任技術者等に報告されること。

その他、当該事業場が兼務主任技術者等による監督で支障ないように措置されていること。

(2) 次のA～Cの文章は、電波法に規定する用語について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(イ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 電波とは、300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
B 無線局とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。但し、受信のみを目的とするものを含まない。
C 無線電信とは、電波を利用して、他人の通信を媒介し、他人の通信の用に供することをいう。

同法に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は、 (イ)。

<(イ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

(3) 次の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する、電気通信路及び電気通信設備の設置、運用及び保護について述べたものである。同憲章の規定に照らして、内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

構成国は、国際電気通信の迅速なかつ不断の交換を確保するために必要な通信路及び設備を最良の (ウ) で設置するため、有用な措置をとる。これらの通信路及び設備は、できる限り、実際の運用上の経験から最良と認められた方法及び手続によって運用し、良好に使用することができる状態に維持し、並びに (エ) の進歩に合わせて進歩していくようにしなければならない。

<(ウ)、(エ)の解答群>

- | | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 国際社会 | 技術的条件 | 経済的条件 | 地理的条件 |
| 科学及び技術 | 電気通信 | 経済活動 | 設置基準 |

(4) 次の文章は、電子署名及び認証業務に関する法律に規定する目的について述べたものである。同法律の規定に照らして、内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

電子署名及び認証業務に関する法律は、電子署名に関し、㉠電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、㉡電子署名の公正な運用による情報の電磁的方式による電気通信に関する秩序の維持を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

同法律に規定する内容に照らして、上記の㉠、㉡の下線部分の語句は、 (オ)。

<(オ)の解答群>

- | | |
|---------|-----------|
| ㉠のみ正しい | ㉡のみ正しい |
| ㉠も㉡も正しい | ㉠も㉡も正しくない |

- (5) 次の文章は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定する、不正アクセス行為に該当する行為の一つについて述べたものである。同法の規定に照らして、 内の(力)、(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有する (力) によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を (キ) ことができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為は、不正アクセス行為に該当する行為である。

<(力)、(キ)の解答群>

アクセス管理者	アクセス認証機能	維持する	免れる
セキュリティ管理者	アクセス制御機能	保守する	委ねる

問3 次の問いに答えよ。

(小計20点)

- (1) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する用語について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同規則に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (ア) である。

<(ア)の解答群>

事業用電気通信回線設備とは、電気通信事業法に規定する電気通信事業の用に供する電気通信設備のうち、電気通信回線設備をいう。

総合デジタル通信用設備とは、事業用電気通信回線設備のうち、主として64キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は映像を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務の提供の用に供するものをいう。

携帯電話用設備とは、事業用電気通信回線設備のうち、無線設備規則に規定する携帯無線通信による電気通信役務の提供の用に供するものをいう。

有線テレビジョン放送施設とは、有線テレビジョン放送法に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。

絶対レベルとは、一の実効電力の1ミリワットに対する比を絶対値で表したものをいう。

- (2) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の損壊又は故障の対策における「アナログ電話用設備等の事業用電気通信回線設備の防護措置」について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(イ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

事業用電気通信回線設備は、利用者又は①他の電気通信事業者の電気通信設備から受信したプログラムによって当該事業用電気通信回線設備が当該事業用電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の②意図に反する動作を行うことその他の事由により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう③当該プログラムの機能の制限その他の必要な防護措置が講じられなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記の①～③の下線部分の語句は、 (イ)。

<(イ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい | ②のみ正しい | ③のみ正しい |
| ①、②が正しい | ①、③が正しい | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない | |

- (3) 次の()、()の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の損壊又は故障の対策における「アナログ電話用設備等に関する試験機器及び応急復旧機材の配備」について述べたものである。同規則の規定に照らし、 内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- () 事業用電気通信回線設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信回線設備の (ウ)に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。
- () 事業用電気通信回線設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信回線設備の故障等が発生した場合における応急復旧工事、臨時の (エ)の設置、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。

<(ウ)、(エ)の解答群>

- | | | |
|--------|------|--------|
| 工事及び修理 | 代替機器 | 電気通信回線 |
| 点検及び検査 | 回線切替 | 自家用発電機 |
| 端末設備 | 専用設備 | |

- (4) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備における「アナログ電話用設備の電源供給」について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(4点)

事業用電気通信回線設備は、事業用電気通信設備規則第31条(監視信号送出条件)に規定する呼出信号の送出時を除き、端末設備等を接続する点において次の()～()に掲げる条件に適合する通信用電源を供給しなければならない。

- () 端末設備等を切り離れた時の線間電圧が④ 45ボルト以上かつ56ボルト以下であること。
() 両線間を⑤ 300オームの純抵抗で終端した時の回路電流が15ミリアンペア以上であること。
() 両線間を⑥ 50オームの純抵抗で終端した時の回路電流が150ミリアンペア以上であること。

同規則に規定する内容に照らして、上記の④～⑥の下線部分の語句は、 (オ)。

<(オ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| ④のみ正しい | ⑤のみ正しい | ⑥のみ正しい |
| ④、⑤が正しい | ④、⑥が正しい | ⑤、⑥が正しい |
| ④、⑤、⑥いずれも正しい | ④、⑤、⑥いずれも正しくない | |

- (5) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の損壊又は故障の対策における「アナログ電話用設備等の耐震対策」について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(カ)、(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第16条の適用除外規定は考慮しないものとする。

(2点×2=4点)

- () 事業用電気通信回線設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、 (カ) その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。
() 事業用電気通信回線設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、 (キ) その他の耐震措置が講じられなければならない。

<(カ)、(キ)の解答群>

- | | | |
|------------|---------|---------|
| 施錠 | 警報装置の設置 | 接続設備の点検 |
| 各設備間の緊結 | 床への緊結 | 外部環境の整備 |
| 附属設備の配備 | 防護設備の設置 | 構成部品の固定 |
| 高信頼度部品との交換 | | |

- (1) 次の A ～ C の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の損壊又は故障の対策における「アナログ電話用設備等の事業用電気通信回線設備を設置する建築物等」について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第 16 条の適用除外規定は考慮しないものとする。(4 点)

- A 当該事業用電気通信回線設備を安全に設置することができる堅固で絶縁性に富み、特別保安接地工事を施した電氣的遮へい層を有する隔壁を有するものであること。
 B 当該事業用電気通信回線設備が安定に動作する温度及び湿度を維持することができること。
 C 当該事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機械室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に事業用電気通信回線設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。

同規則に規定する内容に照らして、上記の A ～ C の文章は、 (ア)。

<(ア)の解答群>

- | | | |
|---------------|-----------------|----------|
| A のみ正しい | B のみ正しい | C のみ正しい |
| A、B が正しい | A、C が正しい | B、C が正しい |
| A、B、C いずれも正しい | A、B、C いずれも正しくない | |

- (2) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備における「その他の音声伝送用設備の基本機能」について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(イ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4 点)

同規則に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (イ) である。

<(イ)の解答群>

- 発信側の端末設備等からの発信を認識し、着信側の端末設備等に通知すること。
 電気通信番号を認識すること。
 着信側の端末設備等の応答を認識し、発信側の端末設備等に通知すること。
 通信の終了を認識すること。
 ファクシミリによる送受信が正常に行えること。

- (3) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、配線設備等の評価雑音電力について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

配線設備等の評価雑音電力(通信回線が受ける妨害であって人間の聴覚率を考慮して定められる実効的雑音電力をいい、誘導によるものを含む。)は、絶対レベルで表した値で定常時においてマイナス (ウ) デシベル以下であり、かつ、最大時においてマイナス (エ) デシベル以下でなければならない。

<(ウ)、(エ)の解答群>

5 0	5 2	5 4	5 6	5 8
6 0	6 2	6 4	6 6	6 8

- (4) 次のA～Cの文章は、端末設備等規則に規定する用語について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 電話用設備とは、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。
- B アナログ電話用設備とは、電話用設備であって、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力とするものをいう。
- C 専用通信回線設備とは、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、不特定かつ多数の利用者に当該設備を専用させる電気通信役務の用に供するものをいう。

同規則に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は、 (オ) 。

<(オ)の解答群>

Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい	A、B、Cいずれも正しくない	

- (5) 次の()、()の文章は、端末設備等規則に規定する、電話用設備に接続されるアナログ電話端末の基本的機能及び直流回路の電氣的条件等について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(カ)、(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。
(2点×2=4点)

- () アナログ電話端末の直流回路は、 (カ) ものでなければならない。
() アナログ電話端末は、電気通信回線に対して (キ) ものであってはならない。

<(カ)、(キ)の解答群>

指定されたチャンネルに切り替わる	直流の電圧を加える
応答のない相手に対し発信する	異常電流を送出する
発信を行うとき閉じ、応答を行うとき又は通信が終了したとき開く	
発信を行うとき開き、応答を行うとき又は通信が終了したとき閉じる	
発信又は応答を行うとき閉じ、通信が終了したとき開く	
発信又は応答を行うとき開き、通信が終了したとき閉じる	

問5 次の問いに答えよ。

(小計20点)

- (1) 次の文章は、有線電気通信法に規定する、非常事態における通信の確保について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。
(2点×2=4点)

総務大臣は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、有線電気通信設備を設置した者に対し、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保若しくは (ア) のために必要な通信を行い、又はこれらの通信を行うためその有線電気通信設備を他の者に使用させ、若しくはこれを他の有線電気通信設備に (イ) すべきことを命ずることができる。

<(ア)、(イ)の解答群>

運 営	秩序の維持	提 供	国民の利便
接 続	利益の確保	媒 介	公共の福祉

- (2) 次のA～Cの文章は、有線電気通信設備令に規定する用語について述べたものである。同令の規定に照らして、内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 線路とは、送信の場所と受信の場所との間に設置されている電線及びこれに係る中継器その他の機器(これらを支持し、又は保蔵するための工作物を含む。)をいう。
- B 電線とは、有線電気通信を行うための導体(絶縁物又は保護物で被覆されている場合は、これらの物を含む。)であって、強電流電線に重畳される通信回線に係るもの以外のものをいう。
- C 離隔距離とは、線路と他の物体(線路を含む。)とが気象条件による位置の変化により最も接近した場合におけるこれらの物の間の距離をいう。

同令に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は、 (ウ)。

<(ウ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

- (3) 次の文章は、有線電気通信法に規定する事項について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(エ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同法に規定する内容に照らして、正しいものは、 (エ)である。

<(エ)の解答群>

有線電気通信設備を設置しようとする者は、有線電気通信の方式の別、設備の設置の場所及び設備の概要を記載した書類を添えて、設置の工事の開始の日の4週間前まで(工事を要しないときは、設置の日から2週間以内)に、その旨を総務大臣に申請しなければならない。

本邦内の場所と本邦外の場所との間の有線電気通信設備は、電気通信事業者がその事業の用に供する設備として設置する場合を除き、設置してはならない。ただし、特別の理由がある場合において、あらかじめ総務大臣に届け出ているときはこの限りでない。

有線電気通信とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

有線電気通信設備とは、有線電気通信を行うための機械、器具、線路その他の機械的設備をいい、無線通信用の有線連絡線は含まない。

- (4) 次の文章は、有線電気通信設備令施行規則に規定する、屋内電線と屋内強電流電線とが交差又は接近する場合について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

屋内電線が低圧の屋内強電流電線と交差し、又は30センチメートル以下の距離に接近する場合には、屋内電線と屋内強電流電線は、同一の管等に収めて設置しないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- A 屋内電線と屋内強電流電線との間に堅ろうな隔壁を設け、かつ、金属製部分に特別保安接地工事を施したダクト又はボックスの中に屋内電線と屋内強電流電線を収めて設置するとき。
- B 屋内電線が特別保安接地工事を施した金属製の電氣的遮へい層を有する絶縁電線であるとき。
- C 屋内電線が光ファイバその他金属以外のもので構成されているとき。

同規則に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は、 (オ)。

<(オ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

- (5) 次の文章は、有線電気通信設備令に規定する事項について述べたものである。同令の規定に照らして、内の(カ)に適したものを下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同令に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (カ) である。

<(カ)の解答群>

地中電線は、地中強電流電線との離隔距離が30センチメートル(その地中強電流電線の電圧が7,000ボルトを超えるものであるときは、60センチメートル)以下となるように設置するときは、総務省令で定めるところによらなければならない。

道路上に設置する電柱、架空電線と架空強電流電線とを架設する電柱その他の総務省令で定める電柱の安全係数は、その電柱の重量、電線の不平均張力及び総務省令で定める風圧荷重が加わるものとして計算するものとする。

架空電線は、他人の建造物との離隔距離が30センチメートル以下となるように設置してはならない。ただし、その他人の承諾を得たときは、この限りでない。

有線電気通信設備は、総務省令で定めるところにより、絶縁機能、避雷機能その他の保安機能をもたなければならない。